

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所(旧型)

改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (JCBデビットカード)	第2条 (JCBデビットカード)
1. 「JCBデビットカード取引」(以下「デビット取引」という。)とは、指定口座を設定することで、第3章の定めに従い、会員が個人的な目的または特定法人等の業務に関連した目的で、加盟店(第18条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。) において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、クレジットカード取引システム(J-Debitの決済システムではありません。) を用いて当行システムと接続し、指定口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。	1. 「JCBデビットカード取引」(以下「デビット取引」という。)とは、指定口座を設定することで、第3章の定めに従い、会員が個人的な目的または特定法人等の業務に関連した目的で、加盟店(第18条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。) において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、 <del>クレジットカード</del> JCBカード取引システム(J-Debitの決済システムではありません。) を用いて当行システムと接続し、指定口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。
4. 会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	4. 会員は、カードを貸与されたとき、 <u>カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、</u> <del>に</del> 直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
5. カード券面には、以下の情報が表示されます。	5. カード券面 <u>または会員本人のみが閲覧できる画面等</u> には、以下の情報の <u>全部または一部</u> が表示されて <u>います</u> 。
(3)セキュリティコード(署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数字のうち下3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)	(3)セキュリティコード( <u>カード裏面に印字される場合には、</u> 署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数字 <u>値</u> のうち下3桁 <u>または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁</u> の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)
第3条 (カードの再発行)	第3条 (カードの再発行)
1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの再発行の他、使用者カードの再発行についても、当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表または通知いたします。なお、当社は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。	1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、 <u>自己に貸与されたカードの再発行の他、使用者カードの再発行についても、</u> <del>当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表または通知いたします。なお、当社は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。</del>
	第4条の2 (WEBサービス等)
	1. <u>三社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、三社所定のWEBサービスである「MyJCB」および三社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他三社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)</u> である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。
	2. MyJCB等の利用に関しては、三社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
	3. <u>カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u>
	4. <u>会員は、三社が認める場合、三社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。なお、本会員とカード使用者ではWEBサービス等のうち利用できる機能が異なります。</u>
	5. <u>カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、三社所定の方法により、それらを届け出るものとし、三社、JCB、当行または当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまではEメールによる送信のみとなります。</u>
	6. <u>カード使用者は、三社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに三社所定の届出を行うものとします。</u>
	7. <u>カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、三社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、三社は一切責任を負わないものとします。</u>
第5条 (付帯サービス等)	第5条 (付帯サービス等)
1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、三社、三社のいずれか、三社のいずれかが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。	1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、三社、三社のいずれか、三社のいずれかが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を <u>三社、三社のいずれかまたはサービス提供会社所定の方法により</u> 利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または両社もしくは三社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。なお、付帯サービスの利用等に関する規定等において「家族会員」または「家族カード」と規定されている場合には、それぞれ「カード使用者」または「使用者カード」と読み替えるものとします。	2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または <u>両社もしくは三社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。なお、付帯サービスの利用等に関する規定等において「家族会員」または「家族カード」と規定されている場合には、それぞれ「カード使用者」または「使用者カード」と読み替えるものとします。</u>
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード(第2条に定めるものをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。	3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード(第2条に定めるものをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、 <u>当社、</u> 当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
4. 会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。	4. <u>会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、</u> <del>「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。</del>
5. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。	5-4. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
第6条 (カードの有効期限)	第6条 (カードの有効期限)
1. カードの有効期限は、カードの券面に表示された年月(以下「有効期限月」という。)の末日までとします。	1. カードの有効期限は、カードの券面 <u>または会員本人のみが閲覧できる画面等</u> に表示された年月の <u>末日までとします。</u> ( <u>なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、</u> 以下「有効期限月」という。) <del>の末日までとします。</del>

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所(旧型)

改定前	改定後
<p>第9条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、特定法人等に関する事項、職業、カード使用者等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、本会員が特定法人等の代表者ではなくなった場合、または代表者ではなくなる見込みとなった場合には、直ちに三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>	<p>第9条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、特定法人等に関する事項、職業、<u>国籍、在留情報(会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。)</u>、カード使用者等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、本会員が特定法人等の代表者ではなくなった場合、または代表者ではなくなる見込みとなった場合には、直ちに三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>
<p>第11条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。</p>	<p>第11条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(<del>(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)</del>)を行わないことを確約するものとします。</p>
<p>2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第28条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。</p>	<p>2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第28条第<u>34</u>項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。</p>
<p>第2章 個人情報の取り扱い</p>	<p>第2章 個人情報の取り扱い</p>
<p>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。</p>	<p>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。</p>
<p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、特定法人等に関する事項、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。</p>	<p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(<u>ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる</u>)、特定法人等に関する事項、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。</p>
<p></p>	<p><u>⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)</u>。</p>
<p></p>	<p><u>⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)</u>。</p>
<p>④三社事業における宣伝物の送付等、当社、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。</p>	<p>④三社事業における宣伝物の送付等、<u>または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による</u>当社、当行、JCBまたは加盟店等<u>その他</u>の営業案内<u>またはお</u>び貸付の契約に関する勧誘。</p>
<p>(3) 本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。</p>	<p>(3) 本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。</p>
<p></p>	<p><u>(4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の会員情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、両社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。三社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の会員情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該会員情報が個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する三社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</u></p>
<p>2. 会員等は、当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。<a href="http://www.jcb.co.jp/r/riyou/">http://www.jcb.co.jp/r/riyou/</a>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>2. 会員等は、当社、<u>当行</u>、JCBおよびJCB<u>クレジットカード</u>取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCB<u>クレジットカード</u>取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認<u>いただけます</u>。<a href="https://www.jcb.co.jp/r/riyou/">https://www.jcb.co.jp/r/riyou/</a>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>3. 会員等は、当社、<u>当行</u>またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は<u>本規約末尾に記載のとおりです次のホームページにて確認できます</u>。<a href="https://www.jcb.co.jp/r/riyou/">https://www.jcb.co.jp/r/riyou/</a>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第14条 (個人情報の開示、訂正、削除)</p>	<p>第14条 (個人情報の開示、訂正、削除)</p>
<p>1. 会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p>	<p>1. 会員等は、当社、当行、JCBおよびJCB<u>クレジットカード</u>取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p>
<p>(3) JCBまたはJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ</p>	<p>(3) JCBまたはJCB<u>クレジットカード</u>取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ</p>

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所(旧型)

改定前	改定後
<p>第15条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)</p> <p>三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める三社の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)</p>	<p>第15条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)</p> <p>三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める <u>三社当社、当行、JCBまたは加盟店等</u>の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)</p>
<p>第16条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)</p> <p>1. 三社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2. 第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p>	<p>第16条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)</p> <p>1. 三社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める <u>両社当社、当行、JCB</u>または加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2. 第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める <u>両社当社、当行、JCB</u>または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または <u>両三社</u>が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p>
<p>第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他</p> <p>第18条 (デビットショッピングの利用)</p> <p>1. 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「デビットショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、第20条第3項に基づき、会員が当行に対して指定口座からの引落としおよび当社への支払指示を行い、かつ会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は指定口座から引き落としを行った上で当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p> <p>2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。</p>	<p>第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他</p> <p>第18条 (デビットショッピングの利用)</p> <p>1. 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の <u>認める</u>国内および国外の <u>JCBのサービスマークの表示されている</u>JCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「デビットショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、第20条第3項に基づき、会員が当行に対して指定口座からの引落としおよび当社への支払指示を行い、かつ会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は指定口座から引き落としを行った上で当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p> <p>2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、 <u>JCB所定の方法により</u>、カードを提示し、 <u>または非接触ICカード等を所定の機器にかざし</u>、加盟店の指示に従って、 <u>所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、原則として</u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、 <u>または、署名と暗証番号の入力の両方を行うこと</u>によりデビットショッピング利用を行うことができます。 <u>また、売上票への署名またはなお、JCBが認める場合には、</u>加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、 <u>カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、</u>デビットショッピング利用ができることがあります。但し、 <u>JCBのサービスマークの表示されている</u>JCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。</p>
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および <u>売上票へ暗証番号の署名入力</u>を省略することができます。</p>
<p>4. 二社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p>4. 二社が特に認めた <u>海外</u>のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、 <u>暗証番号の入力または、</u>売上票への署名等 <u>(以下「暗証番号入力等」という。)</u>を行い、残額 <u>(署名暗証番号入力等</u>を行った後、利用が判明した代金を含みます。 <u>)</u>についてはカードの提示、 <u>売上票への署名暗証番号入力等</u>を省略することができます。</p>
<p>5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第28条第1項および第28条第4項に従い、支払義務を負うものとします。また、指定口座の残高不足等により第20条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行またはJCBは、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する場合があることを会員は予め承認するものとします。</p>	<p>5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。 <u>なおまた</u>、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第28条第1項および第28条第4項に従い、支払義務を負うものとします。また、指定口座の残高不足等により第20条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行またはJCBは、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する場合があることを会員は予め承認するものとします。</p>
<p>(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める <u>操作本人認証手続き</u>を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは <u>J/Secure(TM)利用者同規定</u>に定めるパスワードを誤って入力した場合、 <u>その他二社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</u>、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>
	<p><u>(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</u></p>
<p>11. 会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。</p>	<p>11. 会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、 <u>当行または</u>当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。</p>

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所(旧型)

改定前	改定後
<p>第20条 (JCBデビットカード取引の決済方法)</p> <p>3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落としおよび当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく当行が指定口座から引き落とし当社に支払うものとします。（以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。）</p> <p>7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は、当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、指定口座から引き落とし当社に支払い、当社は第19条に規定する方法により立替払いします。但し、指定口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第22条第3項によるものとします。</p>	<p>第20条 (JCBデビットカード取引の決済方法)</p> <p>3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落としの指示および当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく当行が指定口座から引き落とし当社に支払うものとします。（以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。）</p> <p>7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は、当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、指定口座から引き落とし当社に支払い、当社は第19条に規定する方法により立替払いします。但し、指定口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第22条第3項によるものとします。</p>
<p>第22条 (指定口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等)</p> <p>1. JCBクレジットカード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCBクレジットカード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の指定口座の残高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第19条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。</p>	<p>第22条 (指定口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等)</p> <p>1. JCB<del>クレジットカード</del>取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCB<del>クレジットカード</del>取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の指定口座の残高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第19条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。</p>
<p>第24条 (海外現地通貨引き出しサービスの利用)</p> <p>1. 会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで当行の指定口座より現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、当行の指定口座から引き落とします。また、この場合、第21条の規定が準用されます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p>	<p>第24条 (海外現地通貨引き出しサービスの利用)</p> <p>1. 会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで当行の指定口座より現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、<u>当行の</u>指定口座から引き落とします。また、この場合、第21条の規定が準用されます。</p> <p>(1) <u>当両社</u>は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p>
<p>第25条 (明細)</p> <p>1. 会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「MyJチェック利用者規定」にかかる特則を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。</p>	<p>第25条 (明細)</p> <p>1. 会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「MyJチェック利用者規定」にかかる特則を承認することにより、<u>に基づき</u>、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。</p>
<p>第27条の2 (取引の制限等)</p> <p>(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>	<p>第27条の2 (取引の制限等)</p> <p><u>(5) 個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u></p> <p><del>(6)</del><u>(6)</u> 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>
<p>第28条 (退会および会員資格の喪失等)</p> <p>4. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(10) 会員が第11条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第10条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</p>	<p>第28条 (退会および会員資格の喪失等)</p> <p>4. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、<u>(13)、(15)</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、<u>(14)</u>においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(10) 会員が第11条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第10条第2項に基づく<u>両三</u>社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</p> <p><u>(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、本会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</u></p> <p><u>(14) 会員のカード利用が2年間なかったとき。</u></p> <p><u>(15) 会員が預金口座を解約したとき。</u></p>
<p>5. カード使用者は、本会員が、両社所定の方法によりカード使用者による使用者カードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。</p> <p>6. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。</p> <p>7. 第4項または第5項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。</p>	<p><del>5-6</del><u>5</u>. カード使用者は、本会員が、両社所定の方法によりカード使用者による使用者カードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。</p> <p><del>6-7</del><u>6-7</u>. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。</p> <p><del>7-8</del><u>7-8</u>. 第4項または第5項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。</p>
<p>第29条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。</p> <p>当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達した以降となります。</p> <p>(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p>	<p>第29条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに<u>両二</u>社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により<u>両二</u>社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。</p> <p>当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達した以降となります。</p> <p>(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは<u>両二</u>社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p>

【新旧対照表】ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約の改定箇所(旧型)

改定前	改定後
<p>第29条の2 (カード番号等の不正利用)</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</p> <p>当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達した以降となります。</p>	<p>第29条の2 (カード番号等の不正利用)</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに<del>両</del>二社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により<del>両</del>二社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</p> <p>当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達した以降となります。</p>
<p>(5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p>	<p>(5) 第2項に定める通知もしくは<del>両</del>二社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p>
<p>第35条 (会員規約およびその改定)</p> <p>本規約は、会員と三社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、三社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>第35条 (会員規約およびその改定)</p> <p>本規約は、会員と三社との一切の契約関係に適用されます。<u>三社は民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、また、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定されることがあります。この場合、三社は、がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または本会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u>なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
	<p>2025年2月28日現在</p>
	<p><u>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</u></p>
<p>&lt;共同利用会社&gt;</p> <p>本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。</p> <p>○株式会社JCBトラベル</p> <p>〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル</p> <p>利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCB</p> <p>トラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供</p> <p>○株式会社ジェーシービー・サービス</p> <p>〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート</p> <p>利用目的：保険サービス等の提供</p>	<p>&lt;共同利用会社&gt;</p> <p>本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。</p> <p><del>○株式会社JCBトラベル</del></p> <p><del>〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル</del></p> <p><del>利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCB</del></p> <p><del>トラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供</del></p> <p><del>○株式会社ジェーシービー・サービス</del></p> <p><del>〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート</del></p> <p><del>利用目的：保険サービス等の提供</del></p>